



すぐそこ、坂ぐらし。

坂町空き家バンク回覧板

お持ちの空き家で お困りごとはありませんか？

「実家が空き家になっていて管理が大変」「売りたいけど、何から始めればいいのか分からない」など、お持ちの空き家でお困りごとはありませんか？

坂町では、空き家活用支援窓口を設置し、空き家に関する様々な相談を受け付けています。



空き家活用支援窓口にご相談ください！

空き家活用支援窓口では、

- 相続した実家をどうすればよいか分からない。
 - 空き家の管理ができないから、売却したい。
 - 活用したいけど、何から始めればいいのか分からない。
- など、空き家に関するお悩みについて、所有者の方と一緒に解決方法を考えていきます。お気軽にご相談ください。



空き家の対策はお早めに！

空き家の発生を予防するためには、空き家になる前に、家族で今後のことを話し合っておくことが重要です。大切な家をトラブルの原因にしないためにも、事前の対策をご検討ください。

坂町では、町内にある売却・賃貸希望の物件を空き家バンクで紹介しています。既に空き家になっている物件だけでなく、近く空き家となる予定の物件も紹介することができます。

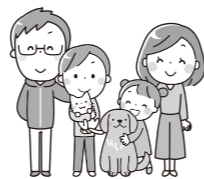
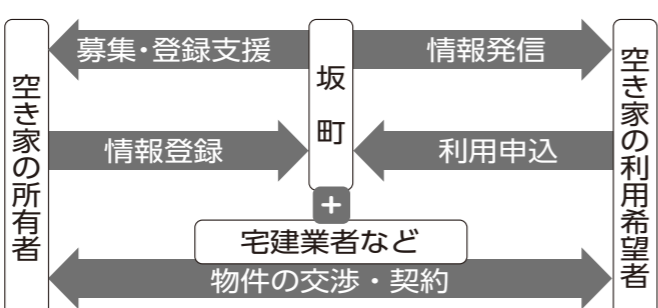
空き家の活用をお考えの方は、ぜひご活用ください。



もう住まないかも…
管理も大変…

《空き家バンクの仕組み》

魅力的な坂ぐらしを実現したい！



HPIはこちら



問合せ 坂町空き家活用支援窓口（役場企画財政課内） ☎820-1520

令和7年度 坂町留守家庭児童会の入会募集

坂町では、就労等により放課後保護者が家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供する留守家庭児童会を開設しています。

入会希望の方は、次のとおり、**受付期間内に申請してください。**

対象 小学生（全学年）

3か月以上の継続就労、かつ月15日以上、就業時間が15時以降まで就労する保護者の児童

※留守家庭児童会は、放課後、保護者等が就労などにより家庭にいないことが入会要件となっています。学習塾や習い事等で欠席の多い児童は対象となりません。

開設時間 月曜日～金曜日 下校時～18時

土曜日・長期休業日 8時30分～18時

休会日 日曜日・国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）・12月28日～1月3日・その他教育委員会が必要と認めた日

開設場所等

学校区	場所	定員
坂小学校（1～2年生）	コミュニティーホールさか	110名
坂小学校（3～6年生）	坂東四丁目1番28号	50名
横浜小学校（1・2・4年生）	横浜ふれあいセンター	100名
横浜小学校（3・5・6年生）	横浜東一丁目5番10号	40名
小屋浦小学校（1～6年生）	小屋浦二丁目9番7号	60名

※ 定員以上は、入会できません。入会希望者が定員を上回った場合、坂町留守家庭児童会入会選考基準要領に基づき、入会選考を行います。

※ 申込状況により学年ごとの開設場所が変更となる可能性があります。

保護者負担金 月額2,000円（同一世帯の2人目以降は、1人につき月額1,000円）
※別途諸費代（実費）

受付期間 1月15日（水）～2月20日（木）

申請書配布・受付場所

- 役場生涯学習課、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、町民センター
- ・町内の保育園児及びこども園児の入会については、各園で申請書を配布し、受け付けます。
- ・現在、入会されている方は、各留守家庭児童会で申請書を配布し、受け付けます。
- ・新規の入会については、各受付場所が必要書類をお受け取りください。

問合せ 役場生涯学習課 ☎820-1525

11月の火災・救急件数

火災件数	1件（年間累計 2件）	救急件数	49件（年間累計 682件）
------	-------------	------	----------------

～放火火災にご注意～
家のまわりに燃えやすい物を置かない

1月26日は文化財防火デー
かけがえのない文化財を守りましょう